(財)財務会計基準機構会員

平成１８年2月１５日

各　位

会社名　　旭硝子株式会社
代表者名　　代表取締役社長執行役員　門松正宏
（コード番号 5201 東証第１部）
問合せ先　　広報・IR 室長　川上真一
（TEL 03-3218-5509）

ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、平成１８年2月１５日開催の取締役会において、商法第２８０条ノ２０及び第２８０条ノ２１の規定に基づき、ストックオプションとして新株予約権を発行することの承認を求める議案を、下記のとおり平成１８年3月３０日開催予定の当社第８１回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

１．特に有利な条件で新株予約権を発行する理由

当社グループの経営上重要な地位にある者の業績向上に対する意欲や士気を一層高め、当社の企業価値の向上に資することを目的とするストックオプション制度を実施するため、当社及び当社関係会社の取締役、執行役員、従業員に対し新株予約権を発行するものであります。

なお、ストックオプションの目的で発行することから、本新株予約権については無償で発行することとし、新株予約権の行使に際して払込をなすべき額については、新株予約権発行時の当社普通株式の時価を基準としております。

２．新株予約権発行の要領

（１）新株予約権の割当を受ける者

当社及び当社関係会社の取締役、執行役員、従業員のうち、当社グループの経営上重要な地位にある者として取締役会決議によって定める者（以下、対象者という）。

（２）発行する新株予約権の総数

６９０個を上限とする。

（３）新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 690,000 株を上限とし、新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数は 1,000 株とする。

なお、新株予約権発行の日（以下、発行日という）以降、当社が普通株式の分割または併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数を分割または併合の比率に応じ比例的に調整する。

（４）新株予約権の発行価額

無償とする。

（５）各新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

各新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式 1 株当たりの払込金額（以下、払込価額という）に各新株予約権の目的たる株式の数を乗じた金額とする。

払込価額は、発行日の翌日に先立つ４５取引日目に始まる３０取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。以下、終値という）の平均値（終値のない日数を除く）に１．０５を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。ただし、その価額が発行日の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。

なお、発行日以降、当社が普通株式の分割または併合を行う場合は、払込価額を、分割または併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

また、発行日以降、当社が普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

ただし、新株の発行または自己株式の処分が新株予約権の行使、第５回無担保転換社債の転換の請求、「商法等の一部を改正する等の法律」（平成 13 年法律第 79 号）施行前の商法第２１０条ノ２に定める株式の譲渡の請求に従って行われる場合は、払込価額の調整は行わない。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に読み替えるものとする。

（６）新株予約権の権利行使期間

平成２０年６月１日から平成２４年５月３１日まで

（７）新株予約権の行使の条件

① 各新株予約権の一部行使はできない。

② 対象者は、当社または当社関係会社の取締役、執行役員、従業員の地位を失った後も、本総会決議及び取締役会決議に基づき当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約（以下、割当契約という）に定めるところにより権利を行使することができる。

③ 対象者が死亡した場合は、割当契約に定めるところにより、相続人が権利を行使することができる。

④ その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。

（８）新株予約権の消却事由及び条件

当社は、当社が取得し保有する新株予約権を、いつでも無償にて消却することができる。

（９）新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。

（注）上記の内容については、平成１８年3月３０日開催予定の当社第８１回定時株主総会において「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件といたします。

以　上